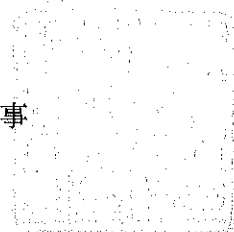


職第433号
令和5年3月1日

教育委員会教育長 殿

徳島県知事



職員の退職手当に関する条例の運用方針の改正について（通知）

この度、職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の運用方針について、別紙のとおり改正しますので、各所属に周知徹底の上、適正な運用に努められたい。

なお、第二条関係の改正については令和4年10月1日から適用し、その他の改正については令和5年4月1日から適用するものとする。